

船舶事故調査報告書

令和7年12月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和6年10月19日 15時55分頃（落水時刻）
発生場所	千葉県いすみ市大原漁港東方沖 大原港東沖防波堤灯台から真方位076° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯35° 15.8′ 東経140° 26.6′）
事故の概要	遊漁船勝晃丸 <small>しょうこう</small> が漂泊して遊漁中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和6年11月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 勝晃丸、19トン CB2-70379（漁船登録番号）、個人所有 19.07m（Lr）×4.67m×1.24m、FRP ディーゼル機関、651kW、平成11年6月 第241-16878号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照）
	
	写真1 本船
乗船者等に関する情報	船長 61歳

	<p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年9月14日 免許証交付日 令和5年6月12日 (令和10年9月13日まで有効)</p>																																																		
死傷者等	死亡 1人(船長)																																																		
損傷	なし																																																		
気象・海象	<p>気象：天気 曇り</p> <p>本事故発生場所の南西方約17.4kmに位置する勝浦特別地域気象観測所における観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">時刻</th> <th rowspan="3">項目 気温 (°C)</th> <th colspan="4">風向・風速</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11:00</td> <td>26.7</td> <td>9.8</td> <td>南南西</td> <td>15.6</td> <td>南南西</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>26.9</td> <td>9.2</td> <td>南南西</td> <td>16.3</td> <td>南</td> </tr> <tr> <td>13:00</td> <td>27.0</td> <td>10.7</td> <td>南南西</td> <td>16.3</td> <td>南南西</td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>26.9</td> <td>4.7</td> <td>南南西</td> <td>14.8</td> <td>南</td> </tr> <tr> <td>15:00</td> <td>26.3</td> <td>3.5</td> <td>南南西</td> <td>10.3</td> <td>南</td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>26.2</td> <td>7.3</td> <td>南南西</td> <td>18.4</td> <td>南南西</td> </tr> </tbody> </table> <p>いすみ市には、10月19日04時31分強風注意報及び波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。</p> <p>海象：水温 約25°C</p>	時刻	項目 気温 (°C)	風向・風速				平均		最大瞬間		風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向	11:00	26.7	9.8	南南西	15.6	南南西	12:00	26.9	9.2	南南西	16.3	南	13:00	27.0	10.7	南南西	16.3	南南西	14:00	26.9	4.7	南南西	14.8	南	15:00	26.3	3.5	南南西	10.3	南	16:00	26.2	7.3	南南西	18.4	南南西
時刻	項目 気温 (°C)			風向・風速																																															
				平均		最大瞬間																																													
		風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向																																														
11:00	26.7	9.8	南南西	15.6	南南西																																														
12:00	26.9	9.2	南南西	16.3	南																																														
13:00	27.0	10.7	南南西	16.3	南南西																																														
14:00	26.9	4.7	南南西	14.8	南																																														
15:00	26.3	3.5	南南西	10.3	南																																														
16:00	26.2	7.3	南南西	18.4	南南西																																														
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、救命胴衣を着用した釣り客4人を乗せ、令和6年10月19日11時40分頃、遊漁の目的で、大原漁港を出航して同漁港東方沖の釣り場に向かった。</p> <p>本船は、12時10分頃釣り場に到着し、遊漁を開始したものの、思うような釣果がなかったため、大原漁港から約1.8M東方沖の釣り場(以下「本件釣り場」という。)へ移動し、船長が主機クラッチレバーを中立の位置として、船首からパラシュート型シーアンカー^{*1}(以下単に「シーアンカー」という。)を海中に投入して漂泊した。</p> <p>釣り客4人は、左舷側の釣り座に相互に間隔を空けて腰を下ろし(以下、船尾から順に「釣り客A」、「釣り客B」、「釣り客C」及び「釣り客D」という。)、釣り客Dは船酔いして休憩し、他の3人は15時20分頃から釣りを開始した。(図1参照)</p>																																																		

*1 「パラシュート型シーアンカー」とは、水中に投げ込む傘状の布で、船の流されるスピードを緩めたり、船首を風上に向けて安定させたりする道具のことをいう。

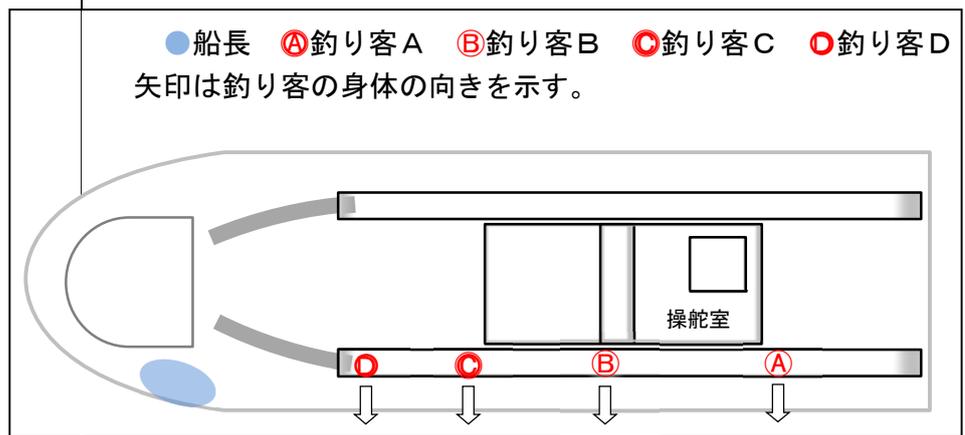


図 1 船長及び釣り客 4 人の配置図

船長は、釣り客全員に救命胴衣の着用を指示していた。また、漂泊して釣り客が遊漁を行っている間は船首部甲板上で前屈みの姿勢になって海面（船外）方向を見ながら作業を行っており、本件釣り場に移動した後は、シーアンカーが破損したと発言していた。（写真 2 参照）



写真 2 本船の船首部の状況（現場調査時に撮影）
（写真のロープは本事故当時のものではない。）

釣り客 A は、本件釣り場で釣りを始めて 30 分程経過した 15 時 55 分頃、何気なく船首方を見たところ、船長が船首部甲板左舷側で船首部甲板の中央付近から左舷側の手すりの上部を介して舷外に伸びていたロープに片足を掛けて体重を乗せるような状態から足を滑らせた後、落水するのを目撃し、すぐに「船長が落ちた。」と大声を出した。（写真 3、写真 4 参照）



写真3 釣り客A及び左舷側

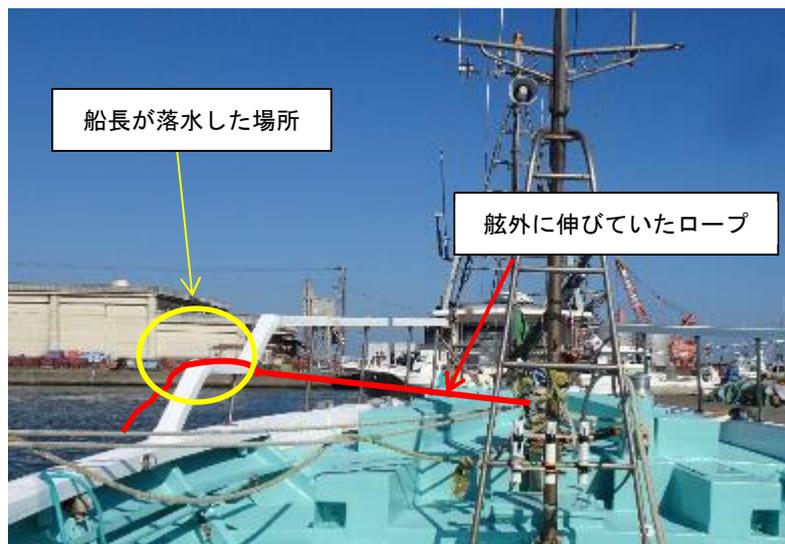


写真4 船長が落水した船首部甲板左舷側

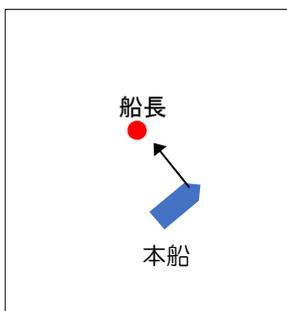


図2 船長が圧流され本船から離れて行った方向

釣り客4人は、船首部甲板左舷側に駆けつけたところ、同甲板上から舷外に伸びたロープが、落水した船長のそばにあったので、釣り客Bが船長に同ロープに掴まるよう声を掛けたが、船長はロープに近づけなかった。

釣り客Aは、船長が「浮輪を投げろ。」と叫ぶのを聞き、釣り客Cが、本船に備えてあった救命浮環を投げたものの、船長に届かず、船長は圧流され本船から離れて行った。(図2参照)

小型船舶操縦士免許を取得していた釣り客Bは、本船を操船して船

	<p>長を救助しようとしたものの、スロットルレバーのロックを解除することができず、操船して船長に近づくことができなかった。このため、船長が落水したことを118番通報して救助を要請した。また、釣り客Aが110番通報を行い、釣り客Cが船長の家族に連絡した。</p> <p>釣り客4人は、船長が落水したことに動揺し、どうすることもできず、船長に「頑張れ。」と声を掛けながら、うねりの波間に見え隠れしながら本船から離れて行く船長を見失わないように目で追っていたところ、船長の頭部が下がり、顔が海面に浸かる状態となるのを認めた。</p> <p>連絡を受けた船長の家族は、船長の親族が所有する僚船（以下「僚船A」という。）に連絡し、本船付近にいた別の僚船（以下「僚船B」という。）に連絡を取ってもらい、救助を依頼した。</p> <p>連絡を受けた僚船Bは、船長の救助に向かい、うつ伏せの状態で見えている船長を発見し、乗組員が海に飛び込み、船長を僚船B上に引き揚げた。</p> <p>船長は、意識がない状態で、僚船Bの乗組員によって心肺蘇生が行われながら大原漁港まで搬送された。</p> <p>船長は、待機していた救急車で千葉県勝浦市内の病院に搬送されたが、17時26分頃医師により死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p> <p>救助に駆けつけた別の僚船は、釣り客4人を救助するとともに、本船のシーアンカーを切断して大原漁港にえい航した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 船長に関する情報</p> <p>① 遊漁船業としての経験</p> <p>船長は、約43年前に家族が経営する遊漁船業を手伝い始め、小型船舶操縦士免許を取得し、本船を購入してからは船長として乗船するようになり、平成15年11月20日に遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条に基づき、自身を遊漁船業務主任者として千葉県知事の登録を受け、遊漁船業を営んでいた。</p> <p>船長は、週3～4日の頻度で遊漁を行っていた。</p> <p>② 本事故前日からの行動、健康状態等</p> <p>家族によれば、船長は、本事故前日（10月18日）22時00分頃就寝し、本事故当日03時00分頃起床していた。</p> <p>船長は、ふだんから血圧の降圧剤を服用していたが、ふらつくようなことは今まで見たことがなく、本事故当日も特に変わった様子はなかった。</p> <p>船長は、本事故の約5年前にも本船から落水したことがあったが、自力で船上に上がった経験があり、泳ぎや体力に自信を</p>

持っていた。

③ 本事故当日の服装及び携帯電話

船長は、長袖Tシャツ、長ズボン、長靴を着用して自宅を出たが、救助された際、長靴は履いていなかった。

船長の携帯電話は、本事故後、本船内で発見された。

④ 救命胴衣の着用状況

家族によれば、船長は、ふだん腰巻きタイプの救命胴衣を着用していたが、作業を行う際、邪魔になるときは脱いでいた。

釣り客によれば、船長は、船首部甲板上で救命胴衣を着用していなかった。

僚船Bの乗組員が船長を救助した際、船長は救命胴衣を着用していなかった。

(2) 本船船首部等に関する情報

船首部甲板には、船首端から船尾に向かって両舷の船縁上に高さ約50～80cmの手すりが設置されていた。(写真5参照)

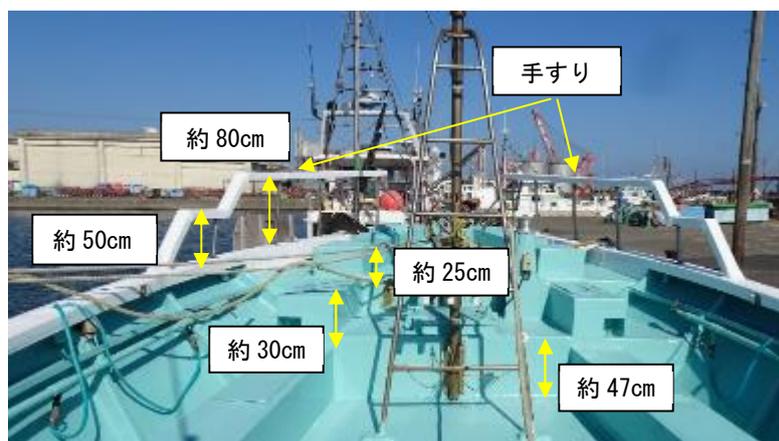


写真5 船首部甲板の状況

船首端の乾舷（水面から舷縁までの高さ）は、約2mであった。

① 船首部甲板の状態

船長は、ふだんから甲板上に係留ロープ等を放置することはなく、甲板上は常に整理されていた。

釣り客Aによれば、船首部甲板の中央付近から左舷側の手すりの上部を介して舷外にロープが伸びていた。

② シーアンカー

シーアンカーには、一般的に船体とシーアンカーをつなぐい索とシーアンカーを揚収するための引揚げロープが取り付けられている。

本船のシーアンカーは、救助の際、僚船により切断されて海に放棄され、形状、ロープの長さ、状態等の詳細は不明であ

る。

(3) 大原漁港沖付近の気象等の情報

① 気象情報に関する情報

船長は、ふだん所属する漁業協同組合が放送する気象台の気象情報、テレビのニュース等で天気予報を確認し、大原漁港沖の様子を実際に見て確認していた。

本事故当日、大原漁港から数隻の遊漁船が出航していた。

② 釣り客の観測

釣り客Aは、本船を利用するのは初めてで、出港時、波が高いと思ったが、本事故当時よりも波が高い時に他の遊漁船で釣りに出掛けたことがあったので、特に不安は感じなかった。

釣り客Bは、本船を利用するのは初めてで、出港時、風は強く、波は高いと感じたが、ふだん釣りをする東京湾内と違い、房総半島の東側（外房）は、風浪が強いのだと思った。本船が出航した後、次第に風が強くなり、本事故当時、常に横波を受けており船体はかなり動揺していた。

釣り客Cは、本事故発生前、船長からこの程度（約2～3m）の波は大丈夫（許容）だと言われた。

③ 僚船Bの船長からの情報

本事故当時、海上は平穏ではなかったものの、出航中止及び帰航基準としている波高3mを超えているようには見えず、遊漁を中止した僚船はいなかった。

(4) 本船の出航中止基準及び帰航基準の情報

本船の業務規程によれば、次のとおりであった。

○出航中止基準

出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合は、出航を中止します。

- ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中
- 出航地の波高3m以上
- 出航地の風速東より15m以上
- 出航地の視程100m未満
- ・落雷のおそれがある時
- ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断した時
- ・その他

（出航前点検で異常があれば出航を中止）

○帰航基準

案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。

	<ul style="list-style-type: none"> ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき 漁場における波高3m以上 漁場における風速東より15m以上 漁場における視程100m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他（船体設備の異常が見られた場合は帰港します） <p>(5) 救命胴衣に関する情報</p> <p>① 小型船舶操縦者の遵守事項</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）並びに同法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）により、船外への転落に備えた措置として暴露甲板上にいる全ての乗船者は、救命胴衣を着用する義務がある。</p> <p>② 本船の業務規程</p> <p>船長及び遊漁船業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、遵守すべき事項として、次のとおり定められている。</p> <p>航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。）を着用します。
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、本船が大原漁港東方沖で漂泊して遊漁中、船首部甲板左舷側から落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>船長は、次のことから、漂泊中、救命胴衣を着用しないで船首部甲板で前屈みの姿勢になり、海面（船外）方向を見ながら破損したシーアンカーを揚収する作業を行っていた可能性があると考えられる。</p> <p>(1) 船長は、釣り客によって救命胴衣を着用していないことを目撃されていること。</p> <p>(2) 船首部で前屈みの姿勢になり海面（船外）方向を見ながら何らかの作業を行っていたこと。</p> <p>(3) 船長が、船首から入れたシーアンカーが破損したと話していたこと。</p>

	<p>(4) シーアンカーは、一般的に船体とつながり索とシーアンカーを揚収するための引揚げロープとが取り付けられており、釣り客Aが見た本船の船首部甲板の中央付近から左舷側の手すりの上部を介して舷外に伸びていたロープは、シーアンカーを揚収するための引揚げロープであった可能性があること。</p> <p>船長は、シーアンカー引揚げロープに片足を掛けて体重を乗せるような状態から不安定な体勢となって落水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長が暴露甲板上での作業中に救命胴衣を着用していなかったことは、落水に対する安全意識が低かったことを示すものと考えられる。このことは、船長が死亡したことに関与したものと考えられ、小型船舶操縦者の遵守事項及び本船の業務規程に従わなければならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が大原漁港東方沖において漂泊中、船長が救命胴衣を着用せずに船首部甲板左舷側で作業を行っている際、船首部甲板左舷側から落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の舷側付近や船首付近で作業を行う者は、船体動揺等により落水の危険性が高い場合には、複数で安全監視を行いながら作業を行ったり、命綱等を装着したりすること。 ・ 小型船舶の暴露甲板上にいる者は、救命胴衣を着用すること。 ・ 遊漁船の船長等は、業務規程に定められた内容を遵守すること。

付図1 事故発生場所概略図

